

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和5年7月28日（金） 午後1時01分から
午後2時57分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分及び第61号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
請願2については、継続審査とすることを賛成多数をもって決定した。
- (2) 陳情2について質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 令和4年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について、大雨災害について及び新たな長期総合計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について、行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 吉良文晃
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和5年7月28日（金）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

(1) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

報 第 5 号 令和4年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について

<その他の報告>

令和4年度大分県病院事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について

(2) その他

3 生活環境部関係

13：30～14：30

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 61号議案 ヘリコプターの取得について

請 願 2 陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について
県議会の決議を求める請願

(2) 付託外案件の審査

陳 情 2 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

(3) 県内所管事務調査のまとめ

(4) 諸般の報告

①大雨災害について

②新たな長期総合計画の策定について

③第5期大分県地球温暖化対策実行計画の改定について（骨子）

④大分県地震・津波防災アクションプランについて

(5) その他

4 福祉保健部関係

14：30～15：30

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①ふくふく認証制度について

(3) 諸般の報告

①大雨災害について

(4) その他

5 協議事項

15：30～15：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日猿渡委員は、オンラインで参加いただいています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

執行部から法令に基づく報告の申出及びその他の報告があるので、これを許します。

井上病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置付けが5類に変更されましたが、定点把握によるデータを見ると県内の感染状況については上昇傾向にあり、いまだ安心できる状況にはないと考えています。

当院においては、引き続き感染状況に注視しながら、対応していきます。

また、6月30日からの大雨災害の状況に関しては、幸いにも当院に被害はありませんでしたが、今後とも基幹災害拠点病院として、災害時における医療救護体制の充実に努めます。

本日は報告案件として、令和4年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について報告します。あわせて、令和4年度の病院事業会計決算がまとまったので報告します。

大和病院局次長兼事務局長 報第5号令和4年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について説明します。

議案書は71ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

資料の2ページをお開きください。第3期病院総合情報システム更新事業の繰越しについての報告です。翌年度繰越額は8億9,715万5,176円です。本事業は、電子カルテシステムをはじめとする病院総合情報システムを更新するものですが、昨今の半導体不足や物価高

等の影響による入札不調により契約が遅れたため、繰越しを行ったものです。なお、新たなシステムの稼働時期については、令和6年1月頃を予定しています。

立脇総務経営課長 令和4年度大分県病院事業会計決算がまとまったので、その概要について説明します。

資料の3ページを御覧ください。この決算並びに利益及び資本剰余金の処分に係る議案については、次の第3回定例会において審議いただくこととなりますが、例年決算の概要については第2回定例会の常任委員会において報告しているため、概要を説明します。

それでは、お手元の資料に基づいて説明します。まず、資料左半分の令和4年度決算のポイントを御覧ください。

網掛け部分の上段の純損益、これは最終的な収支の判断となるわけですが6億8,800万円の黒字決算となりました。その下、病院事業の本業部分である医業収支は、コロナ禍の中、これまでの経験を踏まえた入院調整などにより、前年度と比べて医業収益は大きく改善したものの、物価高等の影響により医業費用がそれ以上に増大したことにより5億3,700万円のマイナスとなりました。

次に、資料右半分の収支の概要を御覧ください。収益と費用の主な増減について説明します。

まず、(1)の医業収益は前年度と比べて7億3,200万円の増となっていますが、これは主に、入院収益と外来収益の増によるものです。入院収益は、患者数が前年度に比べて若干減少したものの、診療報酬改定による急性期充実体制加算の算定等により単価が増加したため、前年度と比べ4億6,300万円増加したものです。同様に、外来収益は患者数の増に加え、がん化学療法における高額な抗がん剤の使用量が増えたことにより単価も増加したため、前年度と比べ2億6,700万円増加したものです。

次に、(2)の医業費用は前年度と比べて7

億8,400万円の増となっていますが、これは医師をはじめとする医療従事者の増員及び人勤による給与費の増並びに薬品などの材料費が増加したことなどによるものです。

次に、(3)の医業外収益ですが、前年度と比べて2億2,200万円の減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が前年度よりも減額となったことによるものです。

また、(4)の医業外費用ですが、前年度と比べて1億900万円の増となっています。これは、主に雑損失の増によるもので、材料費や経費など医業費用の増により、支払うべき消費税額が増えたことによるものです。

渋谷会計管理課長 続いて、令和4年度大分県病院事業会計利益及び資本剰余金の処分について説明します。

資料の4ページを御覧ください。1処分の概要の①については、継続的な黒字経営により、これまでの純損益の蓄積額である未処分利益剰余金が増加しています。資料中段の左側の2未処分利益剰余金の状況のとおり、平成27年度以降プラスに転じており、今後も安定した経営状況が見込まれるため、未処分利益剰余金の一部を特定の使用目的として積み立てるものです。

具体的な処分内容について、資料中段の中ほど3剰余金の処分(貸借対照表)を御覧ください。左の表処分前の一番下、①のとおり、未処分利益剰余金54億9,795万245円のうち、右の表処分後の一番下のとおり3億3,118万6,376円を企業債の償還に充てる減債積立金に積み立てます。

次に、1処分の概要の②については、資本剰余金とは現存する土地や絵画等の非償却資産の財源である補助金等の額を計上するものですが、その中に現存しない資産分が残っているため、その金額を未処分利益剰余金に振り替えるものです。

具体的な処分内容について、資料中段の中ほど3剰余金の処分(貸借対照表)を御覧ください。左の表処分前の中段、②のとおり、資本剰余金7億8,970万4,379円のうち、現

存しない資産分の2億8,888万2,607円を右の表処分後未処分利益剰余金に振り替えることにより、資本剰余金を非償却資産分5億82万1,772円のみで整理します。これらは、資本剰余金と利益剰余金という剰余金の中での会計処理になり、剰余金の総額に変動はありません。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 純粹に、医業外収益にはどんなものがあるんですか。

立脇総務経営課長 具体的には、受取利息の配当金であるとか、他会計補助金、県や国からの補助金、負担金、交付金、さらには長期前受金戻入——これは減価償却に伴う収益という位置付けになります。あと資本費繰入収益が主な医業外収益の収益になります。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

猿渡委員 コロナが5類になって、以前は入院患者に対してコロナの疑いがある場合はコロナの検査をした上で、陰性を確認してから入院するようにしていたと思うんですが、今はコロナなどの感染症の疑いがあっても、検査を強要することができない状況だと思います。その点で現在どのように対応されているのか。また、院内に感染症を持ち込ませないためにどのような工夫をされているか教えてください。

佐藤県立病院長 委員が言われるように、全例検査は原資の面でもなかなか難しい部分があるので、本当にコロナを疑う症状がある場合は、コロナ疑いの病気の下で保険診療として検査をします。これは本人に負担をお願いすることになるので、十分に説明して了解を得られた方には通常の感染症の医療行為として、保険診療としてお願いする形を取っています。

しかしながら、なぜ検査をするのかとか、必

要ないと思う方もごく一部いるので、その場合は当院の感染対策室等と協議して、病院としての検査をする方もいます。その前提として、やはりコロナを疑う症状がある場合には、医療行為自体の緊急性等も鑑みて、少し入院を延期したり、来院の日を延期して受診していただくようにしています。症状が収まってから来ていただくような予約や入院日の組み直しで対処している方もいます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

今吉委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日猿渡委員は、オンラインで参加いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 説明に先立ち、本日の出席者について報告します。脱炭素社会推進室長及び食品・生活衛生課長が体調不良のため欠席しており、それぞれ次席の職員である脱炭素社会推進室の末松主幹、食品・生活衛生課の大平参事が出席しています。

それでは、委員会資料の2ページを御覧ください。第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係について説明します。

まず、予算のポイントです。今回の補正予算において、安心元気の安心分野では、（1）災害に強い人づくり、地域づくりの推進、（2）健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進、（3）豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造に取り組みます。

その下、安心元気の元気分野では、（1）女

性の活躍推進と男女共同参画社会の構築に取り組みます。

最後に未来創造分野では、（1）地球温暖化対策の推進、（2）循環を基調とする地域社会の構築、（3）実践的な職業教育の充実の三つに取り組みます。

これらに取り組むため、今回の補正予算では12事業を計上していますが、個別の事業については予算特別委員会で説明した主要な事業と重複するので、説明は省略します。

3ページを御覧ください。今回お願いしている生活環境部の7月補正予算額は、表の左から2列目予算額（A）の欄の中段1億8,975万6千円です。これに上段の既決予算額127億4,527万5千円を加えた総額は、下段の生活環境部の計にあるとおり129億3,503万1千円です。これを同じ行の右から3列目、4年度当初予算額（B）と比較すると3億6,031万7千円、率にして2.9%の増となります。増額の主な要因は、今回の補正予算に加え、事業実施日程の都合により骨格予算で措置した人工衛星活用による水道管漏水判定事業9,900万円など、新規事業の実施によるものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 防災の関係ですが、先日、女性防災士会の会長の話を聞く機会があったときに、女性の視点もいかして避難所運営などに取り組むことが非常に重要で、多様性を尊重する防災計画を作っていくためにも、また誰もが安心して過ごせる避難所運営のためにも、県民生活・男女共同参画課との連携が重要であるという意見をもらいました。その点で、県民生活・男女共同参画課との連携や、そういう視点をいかした防災にはどのような形で取り組まれているのか。それから、女性防災士の人数と割合について教えてください。

また、避難所でのパーテーションやテント、女性専用の部屋、あるいは認知症や障がいを持つ方やその家族が遠慮なく避難所に避難できる

ように、一般の方とは別の部屋を設けることができれば、その方が望ましいと思いますが、そのような取組がされているのか教えてください。

後藤防災対策企画課長 現在、女性防災士の登録者数は2,070人、防災士全体の数が1万2,943人なので、その割合は約16%となっています。5年前の平成29年度から人数、割合共に増えています。我々としては、避難所運営で女性の視点は極めて重要なので、地域の自主防災組織等に女性防災士を確保するよう市町村と連携を取りながら働きかけをしています。

そして、さらにこの動きを活発化していくために、女性防災士をネットワーク化する活動をしています。これまでも、女性防災士会に対して講演会や研修会の開催の支援、それから女性や災害時の要配慮者、乳幼児世帯などが避難所で過ごしやすくするためのガイドブックの作成支援をしています。今後もこの活動を支援していく予定で、県民生活・男女共同参画課とは、これらの支援活動を通じてしっかりと連携を図りたいと考えています。

それから、避難所でのプライバシーの確保に関しては、県が避難所運営の基本指針を示し、市町村がマニュアルを作成します。このマニュアルにプライバシーへの配慮や相談窓口の設置などが記載されています。

県では、避難所の環境整備を推進するために、パーテーションの購入やバリアフリー計画、トイレの洋式化工事、あるいは女性衛生用品の購入などの備品購入の助成を行っています。加えて、福祉関係の避難所ではこの補助率を引き上げるなどの対応をしています。また、現在県独自で紙管間仕切り——段ボールで作った管を使った間仕切りとか、パーテーション付きの段ボールベッド、こういったものを振興局等において準備しており、令和5年6月30日からの大雨災害においても一部中津市に貸出しを行っています。今後も要配慮者や社会的弱者に寄り添った形で進めていきたいと考えています。

猿渡委員 ありがとうございます。マンホールトイレなども設置が進んでいますが、避難先で夜間などに遠くのトイレに行く際に、一人で

かない、複数人で行くことを徹底することも大事だと言われています。一人で行動せずに、あらゆるときに複数人で行動することを、男女共に徹底していくことも進めていただきたい。そして、いろんな障がいを持つ方、認知症の方などを含めて、あらゆる方が遠慮なく避難できる環境整備を今後さらに進めていってほしいと思うので、よろしくお願いします。

もう1点、性的少数者への理解促進や相談活動について、いろいろな形で取り組んでいるという答弁をいただいているのですが、私はまだまだ不十分だと思っているので、相談窓口の周知方法や相談方法、相談の時間帯などについて説明してもらいたいと思います。性的少数者、外国人、障がいを持つ方、感染症の患者などに対するあらゆる差別をなくすための取組を、今後さらに積極的に進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

性的少数者の相談窓口ですけれども、一般社団法人大分県公認心理師協会に委託をしており、LGBTの支援団体のホームページやネットワーク、あるいはコンビニエンスストアにチラシを設置したりとか、県で名刺欄に案内カードを作ったりして、いろんなところに周知を図りながら取り組んでいます。

相談方法と時間帯については、毎月第3土曜日の10時から12時に電話とメールで受け付けて対応しています。

また、社会の変化等で新たに顕在化する差別事案については迅速適切に対応をしていきたいと考えています。

猿渡委員 相談方法や時間帯などについても、今後さらに広げて相談しやすい体制を作っていただければと思うので、よろしくお願いします。

今吉委員長 それでは私から1点だけ。2ページの安心元気の中で、女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築とあり、その中で女性活躍に取り組む企業を認証する制度を創設とあるけれども、他の企業に聞く前に、女性の県職員から生活環境部に直接意見は出てこないんですかね。

高橋生活環境部長 生活環境部に直接意見が寄

せられることはないですが、人事課にはあるかもしれません。

今吉委員長 私は女性の県職員が率先して部長に意見を言えればいいと思っている。他の企業に聞いてもきりが無いと思うんやけどね。

高橋生活環境部長 どちらかというと、私どもは県全体をどうするかを考えながらやっているの、そこはしっかりやっていきたいと思います。

委員長がおっしゃるように、県職員がどう思っているかも、また聞いてみたいと思います。

今吉委員長 女性の県職員の皆さん、部長にどんどん意見を言ってくださいね。よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第61号議案ヘリコプターの取得について、執行部の説明を求めます。

姫野消防保安室長 資料4ページを御覧ください。第61号議案ヘリコプターの取得について説明します。

消防防災ヘリコプターの安全性を確保し、救助活動能力の向上と災害対応力の充実を図るため、現有機に替わる新たなヘリコプターを取得することについて、大分県県有財産条例第2条の規定により議決を求めます。

資料の1入札結果にあるように、4月25日に入札公告を行い、6月6日に開札を行いました。その結果、現有機の新型機を提案する川崎重工業株式会社が18億5,350万円で落札しました。落札率は88.8%です。これにより、2機体更新による効果にあるように、ホバリング可能時間及び救助可能人数が大幅に拡大し、より多くの人命救助が可能となります。今後は、3スケジュールのとおり機体の納期を令和7年9月とし、本格運航は令和8年4月を予定しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願2陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について県議会の決議を求める請願について、執行部の説明を求めます。

小野危機管理室長 資料5ページを御覧ください。請願2陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について県議会の決議を求める請願について説明します。

請願の内容ですが、項目1大分分屯地大型弾薬庫新設の中止・撤回を求めること及び項目2大型弾薬庫新設の前に住民への説明会を丁寧に行うことについての決議を求めて、日出生台での米軍演習に反対する大分県各界連絡会から提出されました。

委員会資料の6ページを御覧ください。本請願が指摘する弾薬庫新設とは、令和5年2月17日に行われた浜田防衛大臣の会見で、国家防衛戦略において、自衛隊の十分な継戦能力の確保・維持を図るため、令和5年度予算で大分と青森に火薬庫を整備すると説明されたことを指しています。

そして、7ページから令和4年12月16日に閣議決定された国家防衛戦略の説明資料を抜粋したものです。9ページに防衛力の抜本的な強化に当たって重視する能力として、⑦持続性・強靱性の欄に、必要十分な弾薬等の早急な保有がうたわれています。我が国の外交及び防衛政策に関しては、国の専管事項なので、国において進められていくものと考えています。なお、県としては引き続き情報収集に努め、国に対しては周辺住民の安全安心の確保のため、丁寧に説明を行っていただきたいと思います。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 この問題は、地域住民をはじめ県民の関心が非常に高く、不安が大きく広がっています。この大分分屯地の弾薬庫が攻撃的になるのではないかという不安の声も広がっています。

ですから、国の専管事項と言いますが、地域住民あるいは県民にとって大変切実な問題なので、この請願はぜひ採択すべきと考えています。地域住民への説明会も必要ですし、国に対して声を上げることが県として必要だと私は考えています。

若山委員 地域住民を含め大分県民の不安は確かにあると思います。それは国の専管事項ということで、情報が余りない中でどんどん進められていることが一番大きな不安だと思います。しかし、この請願に関しては1点目の弾薬庫新設の中止・撤回を求めることと、2点目の弾薬庫を新設する前に住民への説明会を丁寧に行うことが、この請願の件名からどうリンクするかがいまいち分かりません。撤回を求めるなら1番だけでいいと思うし、丁寧な説明を求めるのであればまた件名も変わってくると思いますが、その辺がよく分からないので、この請願についてはもう少し詳しく勉強してみたい気持ちがあります。

嶋副委員長 弾薬庫新設については、当然安全面の配慮もしていただかないといけないし、丁寧な説明も必要だと思います。しかし、我が国を取り巻く安全保障を考える上で、自衛隊の能力を維持、確保していくために、2027年度までに全国で弾薬庫を70か所程度新設するというので、その中の1か所ですから、国の平和と国民の安心を守るために必要な新設だと思います。この請願は昨年度も出されていたように記憶していますが、どうだったですかね。

小野危機管理室長 令和5年第1回定例会で、赤とんぼの会から請願が出されていました。

嶋副委員長 若山委員からも話が合ったように、この請願は継続して調査を行う必要があると思

います。

当然、私が申し上げたのは必要な措置であることを前提に継続審査が必要なのかなと思います。

吉村委員 私も継続審査が妥当かなと思っています。長年自衛隊の基地があるので、周辺住民からすれば、ある程度基地があることが前提になっているのかなと思いますが、その中においても今回の弾薬庫新設でさらに不安を覚える方も当然いると思います。そういう意味で、さきほどから出ているような住民の不安を解消するために丁寧な説明が必要であること、もう一つ言えば、なぜ大分分屯地なのかの説明も必要だと思います。しかし、さきほど話があったように、1と2の項目について、少し文言が乖離しているのかなとも思います。そういう点で、もう少し検討が必要だと思うので、継続審査を求めたいと思います。

三浦委員 私は別に否決してもいいと思いますが、委員会でもう少し勉強したいのであればそれに関して特に文句はないので、継続でも構いません。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。今、継続審査の申出がありましたが、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成議員挙手〕

今吉委員長 賛成多数であります。よって、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情1件です。それでは、陳情2全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について、執行部の説明を求めます。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長
資料10ページを御覧ください。陳情2全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について説明します。

本陳情は、令和5年3月に全国霊感商法対策弁護士連絡会が政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明文を、全国1,788の自治体に送付したことを受け、本声明に基づく議会の議決がされた場合に、不当な差別を受けないように配慮を求めるものです。このような差別にかかわらず、県ではあらゆる不当な差別は決して許されないと、人権尊重条例等に基づき各種施策を行っています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これをもって付託外案件の審査を終了します。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部は説明をお願いします。

高橋生活環境部長 県内所管事務調査について、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る6月7日から8日、13日から14日、21日、23日の計6日間にわたり、豊後大野市隣保館や杵築市の奈多狩宿住吉海岸、大分大学などの現場での取組や各地方機関を視察いただき、誠にありがとうございました。

調査期間中は様々な御意見や適切な御指導をいただき、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出があったので、これを許します。

①の報告をお願いします。

岡本理事兼防災局長 資料11ページを御覧ください。6月30日からの大雨災害について説明します。

7月20日時点の被害状況については、人的被害が死者2名、負傷者1名、住家被害が全壊

5棟、半壊3棟、床上浸水49棟など、甚大な被害となりました。

避難者については、日田市内の3か所の避難所に20世帯34名が避難しています。避難所では、保健師が巡回するなど県と市が連携して、被災者一人一人の健康状態や医療ニーズの把握に努めています。また、自宅を失った被災者等に対しては、公営住宅等をおっせんするとともに、大分県災害被災者住宅再建支援制度を活用し、住宅再建や補修などを後押しします。加えて、被災した中小事業者を対象とした特別相談窓口を、発災直後の7月11日から設置しています。経営と金融の両面で相談を受け付けており、商工団体等とも連携しながら事業の再建をサポートします。

12ページを御覧ください。農地や山林、道路、河川等の被害について調査を進めています。資料右下の合計欄を御覧ください。7月20日時点で、箇所数が1,637、被害額は約202億円に上っています。引き続き、被害の全容把握に向け調査を続けます。なお、今回の令和5年梅雨前線豪雨については、昨日内閣府から激甚災害に指定される見込みであることがプレスリリースされました。今後の復旧復興については、国の支援措置も活用しながらスピード感を持って全庁を挙げて取り組みます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは、次に②から④の報告をお願いします。

河野生活環境企画課長 資料13ページを御覧ください。

現行の長期総合計画が令和6年度までとなっていることから、時代の潮流を踏まえ、多くの県民の声を反映させた新たな長期総合計画の策定に着手することとしたので報告します。なお、本報告については各常任委員会で行うようになっており、福祉保健生活環境委員会では生活環境部が代表して説明します。

資料左側の基礎データ欄にある将来推計人口

等の分析や県民意識調査については、既に取りかかっていますが、今後は資料中ほどの検討体制にあるように、各界の有識者から構成される新長計策定県民会議を設置し、安心・元気・未来創造の3分野に分かれて、今後の本県のあるべき姿等を議論することとしています。

また、個別テーマをより深く議論する必要性が生じた場合は、専門家を加えた重要政策研究会を設置するほか、市町村や地域住民の声を伺う場も設ける予定です。

スケジュール欄のとおり、9月上旬に新長計策定県民会議の全体会を立ち上げ、各部会をおおむね2か月に1回のペースで開催しながら策定作業を進め、計画議案を令和6年第3回定例会に上程したいと考えています。

県議会議員の皆様には、計画骨子の段階から随時報告しますので、御意見をよろしくお願ひします。

末松脱炭素社会推進室主幹 資料14ページを御覧ください。第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について説明します。

初めに、1計画の概要ですが、本計画の目的は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた県全体の中期的な温室効果ガス削減目標を示すとともに、温室効果ガス削減対策の緩和策と気候変動の影響による被害を回避、軽減する適応策の取組を明らかにするものです。本計画の計画期間は2025年度までとなっており、削減目標は2025年度及び2030年度を設定しています。

次に、2改定内容ですがポイントは二つです。

一つ目は、令和3年10月に改定された国の地球温暖化対策計画において、2030年度の温室効果ガス削減目標が26%から46%に上方修正されたことです。これに伴い、国の計画に即して設定していた家庭、業務、運輸の3部門の従来の目標を見直し、新たに産業部門等の目標を設定する予定としています。産業部門における削減目標は、国の計画では38%ですが、本県ではコンビナートを有するものづくり県である実情に即して26%とする予定です。

二つ目は、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが発表されたことと、10月に気候変動適応計画が改定されたことです。これに伴い、県庁内各部局における具体的な施策を追加、更新することを予定しています。

最後に、3今後のスケジュールですが、令和5年8月にパブリックコメントを実施し、県民の皆様の意見を反映した内容にしたいと考えています。その後、9月に計画案を本委員会で報告後、9月下旬に計画の公表を予定しています。**後藤防災対策企画課長** 資料15ページを御覧ください。大分県地震・津波防災アクションプランについて説明します。

初めに、資料左上のアクションプランの概要ですが、大規模地震の被害最小化等を図るため、死者数について限りなくゼロを目指すことを目標に掲げ、地震、津波対策を進めています。計画期間は平成31年度からの5年間で、新型コロナ等に対応するため、令和3年度に中間見直しを行いました。

こうした中、資料右上に記載のとおり、南海トラフ巨大地震の被害想定公表から10年が経過したことから、国は被害想定や基本計画の見直しを令和5年2月に着手し、新たな被害想定や基本計画を令和6年春頃に公表予定としています。このため、資料下段に記載のとおり、今後の対応方針を二つ掲げています。

一つ目は、大分県地震被害想定調査等の実施です。国の被害想定見直し後に、国の計算手法等を参考に県の被害想定を見直し、新たなプランを策定します。スケジュールとしては、被害想定や防災対策を議論する大分県有識者会議を令和6年4月に設置し、適宜会議を開催するとともに、令和6年度中に地震被害想定調査結果と新たなアクションプランを策定、公表したいと考えています。

二つ目は、現アクションプランの計画期間の延長です。国や県の被害想定策定スケジュールを考慮すると、新たなアクションプランの開始が令和7年度となり、現アクションプランとの空白期間が生じます。このため、現アクションプランの期間を1年間延長するとともに、令和

6年度の目標値を新たに設定します。喫緊の課題である南海トラフ巨大地震対策について、国の動向をしっかりと注視した上で、着実に進めます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日猿渡委員は、オンラインで参加いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 補正予算の説明に入る前に、この場をお借りして1点御報告します。新聞等で既に報道されていますが、特定医療費（指定難病）受給者に対して更新の案内を送付した際、他の受給者氏名等が載った作業用のチェック表を、1名の受給者に誤って送付する事案が発生しました。関係した皆様には、個別に謝罪の連絡をしましたが、今後は複数人での作業や確認を行うなどの再発防止策を徹底し、適正な事務の執行に努めます。

それでは、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係について説明します。

なお、お手元のタブレットの画面右下に青い通知が出ましたら、タッチしていただくと、御

覧いただく資料のページが順次表示されます。

では、令和5年度福祉保健部予算概要の6ページを御覧ください。

7月24日に予算特別委員会で説明した内容と重複しますが、今回の補正予算案としては、表頭の左から2番目、予算額（A）の上から2番目にあるように22億4,145万9千円です。その上の既決予算を合わせると、計1,396億5,881万円となります。これを右から3列目の4年度当初予算額（B）欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして89億1,666万4千円、率にして6.8%の増となっています。

この主な理由としては、高齢化の進行等に伴う医療費県負担金など、いわゆる扶助費の増をはじめとして、前年度当初予算にはなかったこと、妊産婦や子育て世帯への10万円給付事業費や、社会福祉施設等の物価高騰対策事業費による純増などがあげられます。

なお、今回の予算に係る重点事業等については24日の予算特別委員会にて説明したので、本日はそれ以外の主な事業について、担当課長より説明します。

三好医療政策課長 48ページを御覧ください。上段の看護職員確保総合対策事業費2億4,089万1千円です。

この事業は、看護職員の確保や定着を図るため、看護師等養成所の運営支援や修学資金の貸与を行うとともに、新卒者の就業促進や潜在看護師の掘り起こし、新人看護師研修などを支援するものです。一番下の二重マルでは、医療提供体制の充実を図るため、県外から移住してきた専門資格を有する看護職を雇用し、引越し費用等を負担した医療機関に対し助成するものです。

今井こども未来課長 119ページを御覧ください。一番上のおおいた子育て応援スクラム事業費1,845万円です。

この事業は、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援するため、イクボス宣言企業と子育て応援店の拡大や多胎児への支援などに取り組むものです。

今回の補正予算では、三つ目の二重マルのとおり、慢性的な人材不足に悩む放課後児童クラブやファミリーサポートセンター等の担い手を安定的に確保するため、子育て支援に意欲があるものの、一步を踏み出すきっかけがない子育て経験者等を対象に、子育て応援活動のきっかけ作りとなる講座を開催します。

隅田子ども・家庭支援課長 138ページを御覧ください。下段の子どもの居場所づくり推進事業費2,885万5千円です。

この事業は、困難な生活環境にある子どもの居場所を確保するため、子ども食堂の新規立ち上げや運営安定化等を支援するものです。

下から三つ目の二重マルでは、家庭の困窮やネグレクト、家族の病気等を背景に、生活習慣の形成ができていない児童を対象に、自己肯定感を高め自立できる力を養うための支援を提供する児童育成支援拠点をモデル設置する市町村に対し助成します。また、一番下の二重マルでは、子ども食堂の遊具や図書等の購入に対し助成します。

柳井障害福祉課長 171ページを御覧ください。精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費842万2千円です。

この事業は、精神障がい者の地域移行や定着を支援するため、保険・医療・福祉関係者による協議会を圏域単位で開催するなど地域における体制整備を図るほか、医療と地域の連携を促すコーディネーターの配置、人材育成、ピアサポート体制の整備などを総合的に実施します。

一番下の二重マルでは、障がい者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消を図るため、障害福祉サービス事業所等に雇用されている障がい者や管理者をピアサポーターとして養成します。

高木障害者社会参画推進室長 156ページを御覧ください。障がい者差別解消・権利擁護推進事業費2,156万5千円です。

この事業は、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例に基づき、障がい者に対する差別の解消と権利擁護の推進を図るため、必要な相談体制等を整備するものです。

一番下の二重マルでは、日常生活のコミュニケーションに困難を抱える失語症者を支援するため、意思疎通支援者を養成します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

若山委員 123ページの妊産婦健診等支援事業費について、今回補正予算で助成を組んでいただいて大変ありがたいと思いますが、この事業は里帰り出産をする方にも対応可能と理解してよいですか。

今井子ども未来課長 この制度は、住民登録している自宅からの距離が20キロメートル以上としているので、里帰り出産であっても対象になる方はいらっしゃいます。住民票がある場所が起点になるので、そこから最寄りの距離が20キロメートル以上あれば対象にはなります。

若山委員 里帰り出産するときに住民票を移した方がいいということですか。

今井子ども未来課長 住民票のある場所が基点になるので、住民票を動かしている方と動かししていない方がいると思うんですね。そのため、判断基準としては住民票のある自宅からとしています。どこに住んでいるかが住民票で確認できないと、距離が分からなくなるためです。

若山委員 里帰り出産をする場合、保育所や市町村で取扱いが違ってくるとは思いますが、里帰り出産でも受け入れる保育所や市町村はあると思うので、里帰り出産に対しても今後対応できるようにすべきだと思います。地元に戻って出産する方については、誰がどこで産んでも安心できる大分県であってほしいと思うので、今後の検討にしてもらえたらと思います。

工藤福祉保健部長 今回この事業を実施するにあたり、どういうスキームがいいのか、どういう方をどう救うのがいいのかを相当議論しました。里帰り出産も、例えば県内だと国東市から宇佐市に里帰りする方もいるし、東京都から宇佐市に里帰りする方もいます。事業主体を市町村にしているの、ある程度市町村ごとにやり方は検討していて、それを我々も柔軟に応援したい気持ちは山々です。市町村に住民票を持つ

てくれば、市民になると思いますが、住民票がまだ東京都にある方にどういう形で各市町村がこの事業を当てはめるのか、今度担当者会議もあるので、いろいろ知恵を出しながらやっていきたいと思っています。

猿渡委員 質問は大きく3点あります。

まず、コロナワクチン接種の問題です。今、病院など医療機関でのワクチン接種が中心になっていると思いますが、第9波と言われるほど感染が広がっているし、今後インフルエンザワクチンなどの接種と重なったとき、医療機関は大変だと思います。大分県として、コロナワクチンの接種に何らかの支援が必要ではないかと思っています。集団接種に対する支援であったり、医療機関での接種において接種の単価が低いという声もあるので、その接種単価を引き上げるための補助を行うとか、あるいは接種予約のコールセンターを市町村が設置する場合のコールセンターへの支援だとか、医療機関がワクチン接種の予約を受け付ける場合の電話対応への支援だとか、いろいろな形での支援が考えられます。そのような支援を行い、接種を進めていくことが感染を防ぐことにつながっていくと思うので、何らかの支援ができないかが1点目です。

2点目は、2016年に大分県立南石垣支援学校で学校給食を喉に詰まらせて亡くなった林郁香氏の母親に話を伺う機会があって、AEDが学校に設置されていたのに、それをいかせなかったことに非常に悔しい思いがあって、AEDをもっといかす取組が必要じゃないかと言われていました。それは学校現場でも、介護や保育所などの児童福祉や障がい者福祉の現場でも言えることだと思います。大事な命を預かる福祉や教育の現場で、命を守るための取組をどう強めていくかは非常に重要な課題だと思っています。

それで、AEDなどを使った講習、実習、研修が福祉の現場で行われているのかどうか。介護や障がい者の現場では誤えんもあり得ると思うんですね。そういう誤えんがあった場合の対応の仕方などについても実習がされているのか。その現場にいる人が対応しないといけないし、

福祉の現場では職員の入れ替わりも多々あるので、繰り返しの研修や実習が必要だと思いますが、その辺の対応についてが2点目です。

3点目は、災害時の発電機や呼吸器などの命を守るための機器の非常用電源に対する補助が実現して、大変良かったと思っています。しかし、呼吸器1台分の発電機だけでは不十分だという声もあります。痰の吸引器だとか、パソコンとかもどうしても必要になってくるので、別府市は日常生活用具としてポータブル電源蓄電池が給付されたと聞いています。別府市以外での対応はどのようになっているのか。大変前進したとは思いますが、さらなる充実が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

池邊感染症対策課長 1点目のワクチン接種に対する県の支援について回答します。

今のところ多くの医療機関の協力を得て、4回目以降のワクチン接種は順調に進んでおり、それをさらに集団接種としてどこかで設ける状況ではないため、県としてはワクチン接種推進班に専属の職員がいるので、市町村や医師会と意見交換を重ねながら必要に応じた支援等を行っているし、今後もその方針で進めていきたいと思っています。

コールセンターも、今予約はおおむね順調に進んでいると同っているので、それぞれの市町村の取組を横展開できるサポートや医師会の困り事をきちんと吸い上げる仕組みを今後もやっていきたいと思っています。

渡邊高齢者福祉課長 私から介護現場における応急手当の研修などについてお答えします。

介護施設では入所者が高齢であることから、何らかの急変が発生することが多い状況です。そのため、入所者に急変などが生じた場合の対応方針を定めることが指定基準で義務付けられています。このため、誤えんや誤飲などの対応、そして心肺蘇生などについて、研修を各施設で年2回以上実施しています。

今井こども未来課長 保育現場の応急手当講習についてお答えします。

保育や幼児期、教育現場に携わる保育士や幼稚園教諭に対する研修は、幼児教育センターで

一括して行っています。新規採用職員や8年目から11年目までの職員を対象に、アナフィラキシーショックを起こした際のエピペンの使用方法や緊急時の連絡体制の確認等、危機管理に係る内容の研修を行っており、昨年度は67人が受講しています。

また、中堅の保育士が受講するキャリアアップ研修や保育士を補助する方が受講する子育て支援研修において、心配蘇生法やAEDの使用方法など実技を伴う研修も行っており、昨年度は285人が受講しています。

こうした取組を引き続き実施して、保育所に通う子どもの安全確保に努めます。

柳井障害福祉課長 障害福祉サービス事業所の状況ですが、国の指定基準では障害福祉施設は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、必要な措置を講じなければならず、AEDの設置や救命講習等の受講が望ましいとされています。

各施設では、消防署や日本赤十字社大分県支部などから講師を招くなどにより、心肺蘇生やAEDの操作方法、応急処置等の習得に取り組んでいます。

いずれにしても、職員が緊急時における対応を理解し、適切な手当等が実行できるように訓練しておくことが必要なので、県として実地指導や集団指導などを通じて、AEDの設置や救命講習等の実施について、確認さらには指導していきたいと考えています。

次に、3点目の質問ですが、必要生活用具の別府市以外の取組状況については、確認をしてまた後ほど報告します。

猿渡委員 高齢者の介護施設等での研修については、年2回以上実施しているという回答でしたが、計画された研修がそのとおり実施されているのかどうか、実際の研修の実施結果なども確認しているのでしょうか。現場で働いている人からは、緊急の場合に不安を感じるという声も聞くし、私も研修が十分なのかなと感じる部分があるので教えてください。

土師保護・監査指導室長 研修の実施状況の確認についてお答えします

保護・監査指導室で行っている実地指導において、研修の実施状況については確認をしています。介護福祉施設については3年に1回確認を行っています。令和4年度の実績では、45施設に実施をして、一部研修内容に不足があるところがあったので、そういう施設については施設指導をしています。

猿渡委員 ぜひ今後さらに実効性ある研修を積み重ねていただきたい。頻繁に繰り返しの研修が必要だと思うので、よろしく願います。

吉村委員 最初に、171ページの精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費の障がい者ピアサポート研修事業についてですが、ピアサポートの活動に関わっている方から聞くと、この3年間はコロナ禍でもあったため、ほとんど活動ができていないとのことでした。そこで、今ピアサポート活動の実態が県内でどういう状況になっているのか。それから、今回の事業に関わって、特にピアサポーターを雇用している事業所での成功例や、効果があったなどがあれば教えてください。

柳井障害福祉課長 近年のピアサポーターの活動状況ですが、事業所の中で利用者の支援で活動する方は少なく、これまでは家族間であったり、講演会講師としての活動が主でした。いずれにしても、コロナ禍で本人の不安の払拭や、人が集まる機会がないということで、常に活動ができていないわけではありません。

今回の事業では、事業所の中で従業員として雇用されて、利用者に対して一般就労であるとか、次の就労に向けたステップアップを支援する方を養成する取組を始めるものですが、実数は把握していません。なかなかそういう形で入れる方はいないと考えています。全国的にもピアサポーターがいると非常にいい支援ができるので、団体や事業所からも要望が強くなり、今回事業化に踏み切ったものです。

吉村委員 障がいのある人が自分らしく生きていくとか働いていくためには、この事業がとても大切だと思いますが、本人やピアサポーターの声をよく聞いて、充実させてもらえたらと思います。

では、もう1点質問します。118ページと119ページにある放課後児童クラブ等に関連してですが、最近子どもの居場所づくりということがよく言われて、子ども食堂であるとか、私たちも視察した第三の居場所といった、学校でも家庭でもないところが非常にクローズアップされていると思うんですね。そういう意味で、放課後児童クラブも子どもの成長にとって大切な場所になっていると思います。ところが、保護者の意識はどうかと言うと、共働きのので預かってもらえればいいのか、学校の宿題を見てもらってほしいという感覚の方も多々あります。ところが、ここはトラブルや事故もあつたり、保護者が期待して求めているものと、実際にこの放課後児童クラブの中で起こっていること、そして放課後児童クラブの支援員の苦勞が乖離しているのかなと思ったりしています。

そういう意味で、今後放課後児童クラブをどのように運営していくか、在り方をどうするかを考えていかなければいけないと思っています。放課後児童クラブ運営協議会で情報交換もしていると思いますが、例えば、本当に預かっているという範疇の放課後児童クラブもあるでしょうし、きちんとカリキュラムを組んで計画的に行っている放課後児童クラブもあると思うんですね。そういう部分で、この放課後児童クラブの在り方を県として今後どう考えていくのかを教えてください。

それから、文部科学省からもそうですが、学校内に余裕教室があるんだつたらそこで放課後児童クラブをやる方向だろうと思いますが、よく言われることは、16時の放課後の時間になって、学校の先生が職員室に戻ってほつと一息したら、その後の時間に支援員が職員室に来て、トラブルが起こっているのつ一緒に加勢してくださいみたいな話があつたりということで、そういうことも含めて、学校と放課後児童クラブの垣根が高い状況があるので、その辺のところを教育委員会と放課後児童クラブについて何か話をするのがないのかが気になっています。子どもについて言えば、学校でも気になる子どもがいるので、放課後児童クラブと学校でお互

いに情報共有して、その子にとってどうするのがいいのかを一緒に考えていくべきだつと思うんですね。ところが、今垣根があつて、なかなか情報交換しづらい状況もあるのかなと思いますがつ、そういう学校現場と教育委員会との連携をどう考えていくのか教えてください。

今井こども未来課長 放課後児童クラブに関する課題はいろいろあると認識しています。

先日、放課後児童クラブ運営協議会の総会に参加したときに、その中でもいろいろな課題があると伺っています。その際に、放課後児童クラブ運営協議会が定期的に放課後児童クラブを訪問する機会があるので、放課後児童クラブをぜひ一緒に訪問させてほしいとお願ひして、盆開けの8月22日に訪問する予定にしています。そこで、支援員や現場に携わる方にいろいろ話を伺いたいと思っています。そこで課題を整理して、いろいろな施策にかかしていきたくて考えています。

それから、教育委員会との連携ですが、放課後児童クラブについての連携は今のところ取れてはいませんがつ、別の件で小学校を担当している義務教育課と協議する場もあるので、その機会を利用して、今後放課後児童クラブについても連携していきたくて考えています。

吉村委員 放課後児童クラブは、子どもにとって今後ますます大切な時間や場所になつてくると思うんですね。そういう意味で、どういう在り方がいいのか、教育委員会とも十分協議をしていただきたいと思っています。

工藤福祉保健部長 学校現場との連携については、例えば、第三の居場所もそうですし、我々が一昨年ぐらいから取り組んでいるヤングケアラについて、福祉保健部としてはこういうことをぜひ協力いただきたい、放課後クラブはこういう課題があるので学校との垣根がもう少し低くならないかと、市町村や県の教育委員会にいろいろなお願ひをしているし、かなうなら予算を取ります。ただ、やはり学校現場を実際に回している教員そのものの意識改革がなければ、いくら校長や教頭がいいと言つても、なかなか前に進まない実態を何回も目にしているのつ、

それが残念であり難しいところです。

ですので、これは文教警察委員会の委員からもぜひそういう後押しをいただいて、やはりその意識改革がないと我々がいかに叫んでも出来ないんだと、正に子どもの一つの命と一緒に守る雰囲気をもう少しいろんな方にお手伝いいただき、それが意識改革につながるといいなと私は思っています。よろしくをお願いします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に県内所管事務調査のまとめを行います。執行部は説明をお願いします。

工藤福祉保健部長 委員の皆様には、6月7日から23日の計6日間にわたり、福祉保健部所管の県地方機関や福祉施設等を調査いただき、貴重な御意見や御指導を賜り、誠にありがとうございました。

調査の中でいただいた意見や福祉施設等現場の話もよく伺いながら、県民が健やかに、そして安心して暮らせるよう、福祉保健部一丸となって取り組みます。

さて、本日は調査の中で意見や質問をいただいた、ふくふく認証制度について私から説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。まず、1のふくふく認証制度の概要についてです。

本制度は、人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、県が基準に基づく評価を行い、一定の基準をクリアした介護事業者に対して認証を付与する制度です。これにより事業者による人材育成、職員の待遇改

善等の取組が見える化し、介護人材の確保や定着につなげるものとなっています。

次に、2の認証の流れについてです。まず、事業者は①の参加宣言を行った上で、認証取得に向けた取組を行います。県としては、こうした事業者の取組を、セミナーや研修会等で支援します。その後認証に向けた体制が整った事業者から②の認証申請が提出された後は、③④⑤の書面や現地での審査を経て、⑥の認証付与となります。なお、①の参加宣言は2年ごと、⑥の認証は3年ごとの更新制となっています。

最後に、3の県内所管事務調査における要望についてです。6月7日に行われた臼杵市の特別養護老人ホーム四季の郷での調査の際に、ふくふく認証制度について、いくつか要望をいただきました。概要としては、ふくふく認証は介護事業所を対象とした制度であるが、障害福祉事業所などを経営している法人もある、ふくふく認証の更新時は二つ星のようなステータスアップも検討してほしいといったものです。一部の認証基準の中には、障害福祉事業所への適用が難しいものがあるなど、整理すべき課題もあります。また、既に認証を受けている事業者が県内8事業者あり、認証に向けて参加宣言を行って既に取組を進めている事業者が60事業者あるので、そういった関係者の声も聞きながら、どのような形が望ましいかを検討します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①の報告をお願いします。

渡邊福祉保健企画課長 令和5年6月30日からの大雨に係る被災者支援及び被害状況のうち、福祉保健部関係について説明します。

資料の3ページを御覧ください。まず、1の発災後の支援と生活再建に向けた支援についてです。

(1) の災害救助法の適用についてですが、7月10日11時に中津市及び日田市に対し、7月8日付けでの適用を決定しました。救助の内容としては、①の避難所の設置や避難者への食料品等の提供を行ったほか、②の福祉避難所を両市合わせて5か所開設しました。なお、福祉避難所には現在でも4世帯7名が避難しています。また、③の応急的な住宅の供与では、これまで中津市で7世帯、日田市で28世帯、計35世帯の相談を受け付け、民間住宅に2世帯、公営住宅に7世帯の入居が決定しています。

続いて、(2)の被災地への人材派遣についてです。まず、①については7月10日から日田市に保健師を派遣し、市役所でのいわゆるリエゾン業務のほか、市職員とペアで避難所や被災地区の巡回訪問を実施しています。次に、②の災害派遣福祉チーム(DWAT)については、避難の長期化に伴う福祉的ニーズを把握するため、日田市の要請により県内の社会福祉施設職員により構成されたチームを、7月末まで派遣する予定です。

続いて、(3)生活再建に向けた支援についてです。住居や家財に被害を受けた方に対して、県内全市町村で災害援護資金の貸付けを7月10日から開始しています。また県として、7月18日から災害義援金の受付を開始しており、今後、日本赤十字社及び共同募金会の受付分と合わせ、配分委員会で単価等を決定し、市町村を通じて被災者にお届けします。

最後に、2の社会福祉施設の被害状況についてです。県内の社会福祉施設からの被害報告が10件ありましたが、いずれも人的被害はなく、現在は全ての施設でサービスを再開しています。

説明は以上ですが、引き続き被災者への支援に全力で取り組みます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、私から災害義援金について質問します。この災害義援金は被害の状況によって額が決まるんですか。

渡邊福祉保健企画課長 災害義援金は被害の状況によって決まります。これまでの例でいくと、死亡した方、負傷した方、あと住居が全壊した方、半壊した方、床上浸水した方くらいまで、その被害状況や集まった額に応じた単価を決定し、その被害に遭った方に配分する状況になると思います。

今吉委員長 まだ単価は決まらないんですか。

渡邊福祉保健企画課長 災害義援金の集まり状況によって変わるので、多く集まれば多く配分できるし、あまり集まらなかった場合はそれなりの額になります。集まった金額の範囲内で一定の被害に遭った方に義援金を届けるという考えで単価を設定してきました。これは、大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会などで配分委員会を編成して、ここで決定していくことになります。

今吉委員長 山国町で3件ぐらい被災した人がいて、その中で全壊した人から何か補助がないかという相談を受けたんですよ。そういう方も応募すれば、その額が出ますか。

渡邊福祉保健企画課長 全壊であれば、まずは公的に大分県災害被災者住宅再建支援制度が適用され、義援金も配分されるのは間違いのないと思います。特に応募は必要なくて、市町村が全体で全壊や半壊が何件と把握しているので、それに応じて単価を掛けたお金を市町村に渡して、市町村から被災者へ届けるといった仕組みになると思います。

今吉委員長 資料では受付が県と書いてあるので、県がやるのかなと思って。

渡邊福祉保健企画課長 お金自体は県が受け付けて、市町村を通じてお渡しします。

柳井障害福祉課長 さきほど猿渡委員から3点質問があったうちの最後の1点、非常用発電装置などの別府市以外の対応状況がどうかという質問について、お答えします。

対象者のいる市町村全てで日常生活用具の事業で対応しているか、もしくは補助事業として取り組んでいます。いずれの市町村も本人の自己負担なしに整備できるようにしているか、負担がある場合でも1割負担などの少しの自己負

担で整備できる制度を整えています。

今吉委員長 猿渡委員よろしいですか。

猿渡委員 はい、ありがとうございます。

今吉委員長 これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後協議を行うので、このままお待ちください。

〔福祉保健部退室〕

今吉委員長 それでは内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。行程案について事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

今吉委員長 ただいまの説明の中で、何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは、この案で決定します。

なお、今後、訪問先などの事情によって行程の一部を変更せざるを得ない場合は、委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これで委員会を終わります。

お疲れ様でした。